

# 世田谷区地域公共交通活性化協議会 設置要綱の改正について

# 要綱改正の経緯（法改正に伴う要綱改正）

## （道路運送法第9条第4項の改正主旨）

一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であると鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないように、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送業者のみが参加する構成員にする必要あり。

以下の①～④の構成員で協議することとなった。

- ① 市区町村
- ② 当該運賃等を定めようとする乗合事業者
- ③ 管轄する運輸局長(支局長)
- ④ 市区町村の長が関係住民の意見を代表する者として指名する者

複数の乗合事業者が出席している「世田谷区地域公共交通活性化協議会」と別に、運賃協議の場を設ける必要が発生。



道路運送法第9条第4項に規定する「運賃協議会」を設置するため  
「世田谷区地域公共交通活性化協議会設置要綱」を改正

旧:世田谷区地域公共交通活性化協議会設置要綱

新:世田谷区地域公共交通活性化協議会**等**設置要綱

## 主な改正内容 (令和7年7月1日施行)

---

- 協議会の所掌事項から、  
運賃・料金等に関する事項を削除  
(第2条)
- 協議会と別に運賃・料金等を協議する  
「運賃協議会」を設置する規定を追加  
(第1条、第12条)

# 【新旧対応表】

【参考】

改正前	改正後
<p>○世田谷区地域公共交通活性化協議会設置要綱</p> <p>(設置) 第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うとともに、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議を行うため、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第4条第2項に規定する協議会として、世田谷区地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p>	<p>○世田谷区地域公共交通活性化協議会等設置要綱</p> <p>(設置) 第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うとともに、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議を行うため、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第4条第2項に規定する協議会として、世田谷区地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)及び道路運送法第9条第4項に規定する運賃等を協議するための協議会(以下「運賃協議会」という。)を設置する。</p>
<p>(所掌事項) 第2条 協議会は、次の事項について協議及び検討を行う。 (1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関すること。 (2) 地域公共交通計画及び地域公共交通に位置付けられた事業の実施に関すること。 <del>(3) 地域の实情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関すること。</del> (4) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。 (5) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために区長が必要と認めること。</p>	<p>(所掌事項) 第2条 協議会は、次の事項について協議及び検討を行う。 (1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関すること。 (2) 地域公共交通計画及び地域公共交通に位置付けられた事業の実施に関すること。 <b>(3)削除</b> (3) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。 (4) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために区長が必要と認めること。</p>
<p>(運賃協議会を第12条に追記)</p>	<p>(運賃協議会) 第12条 運賃協議会の構成員は、次に掲げる者を委員とする。 (1) 区の職員 (2) 一般旅客自動車運送事業の運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者 (3) 国土交通省関東地方整備局東京運輸支局長 (4) 区長が関係住民の意見を代表する者として指名する者 2 前項第2号及び第3号に掲げる委員は、同一の団体又は機関に所属する者を指定し、その代理人として運賃協議会及び協議会に出席させることができる 3 運賃協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 4 第7条、第9条及び前条の規定は、運賃協議会について準用する。</p>